



三井住友信託銀行がクロス・マーケティンググループ<3675>株式の 大量保有報告書を提出



東証1部のクロス・マーケティンググループ<3675>について、三井住友信託銀行が12月19日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行のクロス・マーケティンググループ株式保有比率は、8.00%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年12月13日。